

令和元年度 第1回都市計画審議会議事録

<p>日時 場所 次第</p>	<p>令和元年11月8日(金) 午後1時30分から午後2時00分まで 山武市役所 新館 第4会議室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委嘱状の交付 3. あいさつ 4. 定足数の報告 5. 委員紹介、事務局紹介 6. 会長及び副会長の選任について 7. 議案審議 <ul style="list-style-type: none"> ・さんむ都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について(諮問) 8. 閉会
<p>事務局</p>	<p>【1 開会】 定刻となりました。ただいまから令和元年度第1回山武市都市計画審議会を開催いたします。 私、本日の事務局を務めさせていただきます、並木と申します。よろしくお願いたします。 審議会中、記録のため事務局が録音及び写真撮影をさせていただきますので、予めご了承ください。 資料の確認をいたします。 資料につきましては、本日机上に「山武市都市計画審議会の次第」、「山武市都市計画審議会委員名簿」、「山武市都市計画審議会条例」、「資料1さんむ都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について」、参考資料として「資料2 計画書の写し」、「資料3 諮問書の写し」、を配布させていただきました。 不足がありましたらお知らせ願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>【2 委嘱状の交付】 それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。 「次第2の委嘱状の交付」です。 ただいまから皆さまのお席で都市建設部長から委嘱状の交付をさせていただきます。 (都市建設部長から各委員へ委嘱状を交付)</p>
<p>事務局 部長</p>	<p>【3 あいさつ (都市建設部長挨拶)】 続きまして、「次第3のあいさつ」です。都市建設部長 小川からご挨拶を申し上げます。 山武市都市建設部長の小川でございます。 本日はお忙しいところ、都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 また、このたびの台風15号、19号並びに先日の大雨により被</p>

事務局	<p>害を受けられた皆様方に心よりお見舞い申し上げます。</p> <p>今回の議事は、諮問「さんむ都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について」でございます。</p> <p>成田国際空港の年間発着枠50万回化のため、B滑走路の延伸、C滑走路の増設、夜間飛行制限の変更などが進められています。</p> <p>この機能強化に伴い、航空機の騒音が及ぶこととなる区域が拡大することから、騒音から生じる障害の防止をするため、都市計画において適正な土地利用を図るための計画変更です。</p> <p>本日の議案の内容につきましては、後ほど担当から説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。</p> <p>【4 定足数の報告】</p> <p>続きまして、事務局から定足数の報告をいたします。</p> <p>本日の出席委員は、委員数15名のうち14名が出席しています。過半数の出席をいただいておりますので、山武市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により会議は成立しております。以上です。</p>
事務局	<p>【5 委員紹介、事務局紹介】</p> <p>今回の審議会は新しい任期になって、初めての審議会ですので、委員の皆様を紹介いたします。</p> <p>名簿の順に紹介させていただきます。</p> <p>まず、学識経験のある者の委員です。</p> <p>木下様です。小川様です。鈴木様でございますが、本日所要のため欠席です。小関様です。稗田様です。</p> <p>次に市議会議員の委員です。</p> <p>大川様です。大塚様です。小川様です。八角様です。深沢様です。</p> <p>続いて、関係行政機関又は千葉県職員の委員です。</p> <p>千葉県山武警察署長の 渡部 様でございますが、本日所要のため代理で警備課主任の小久保様にご出席いただいております。</p> <p>千葉県北部林業事務所長の橋本様です。</p> <p>千葉県山武土木事務所長の宮田様でございますが、本日所要のため、代理で次長の小林様にご出席いただいております。</p> <p>続きまして、本市の住民を代表する委員です。</p> <p>佐川様です。鈴木様です。</p> <p>委員の皆様のご紹介は以上です。</p> <p>続きまして、本日出席の職員を紹介します。</p> <p>都市建設部長の小川です。都市整備課長の川合です。都市整備課主任主事の村井です。都市整備課主事の村井です。冒頭にも申し上げましたが私並木でございます。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>【6 会長及び副会長の選任について】</p> <p>「次第6 会長及び副会長の選任について」です。新しい任期となりま</p>

事務局	<p>したので、本審議会の会長、副会長の選任についてお諮りします。</p> <p>本審議会の会長については、山武市都市計画審議会条例第4条第2項の規定により学識経験のある者の中から選挙により、副会長は、互選により定める、としておりますところでございますが、事務局の案としまして、引き続き、都市計画について経験が豊富でいらっしゃる木下委員と稗田委員にお願いできればと思います。</p> <p>皆様、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>皆様、ご異議ないとのことですので、引き続き、木下委員と稗田委員に会長、副会長をお引き受けいただきたいと存じます。木下委員には、会長席にお移りいただき、ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>あらためまして、千葉大学の木下と申します。</p> <p>専門は造園学をやっております。造る園と書く造園です。造園学の中で特に都市計画ですとか緑地計画を専門にしております。</p> <p>この山武市都市計画審議会につきましては、引き続きのお勤めということになるわけでございますが、ご指名、ご承認いただきましたので、謹んでお引き受けしたいと存じます。</p> <p>山武市都市計画に係る諮問事項ですとか重要案件を審議するという非常に大切な会の進行役を仰せつかったということで改めて身の引き締まる思いでおります。円滑な会の進行、オープンな議論に努めて参りたいと思いますので、委員の皆様のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>本審議会は、山武市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることになっておりますので、議事の進行を木下会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本会議におきまして、航空機騒音障害防止地区、航空機騒音障害特別地区と名称が長いため、航空機騒音障害防止地区につきましては、防止地区、航空機騒音障害防止特別地区につきましては、特別地区との言い回しで会議を進行するというところでご了承ください。</p>
議長	<p>【6 議案審議】</p> <p>議案審議に先立ちまして、議事録署名人を指名させていただきます。</p> <p>今回の議事録署名はどなたになりますか。</p>
事務局	<p>名簿順で小川正美委員と小関委員となります。</p>
議長	<p>議事録署名人は小川正美委員と小関委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>諮問「さんむ都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止</p>

<p>事務局</p>	<p>特別地区の変更について」事務局から説明いたします。</p> <p>都市整備課の村井と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>「さんむ都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について」説明をさせていただきます。</p> <p>資料につきましては、お手元にごございますカラーの「資料1」を使用しますのでご確認ください。お手元にご用意できましたでしょうか。</p> <p>それでは、説明に入らせていただきます。資料2ページ目をご覧ください。ページ番号については資料右下に小さく表示しております。</p> <p>今回の変更は、平成13年に都市計画決定されていた航空機騒音障害防止地区の一部を航空機騒音障害防止特別地区へ0.2ha変更するものとなっています。</p> <p>資料にイメージを示させていただきましたが、山武市の都市計画の範囲は市内全域となっており、その中に航空機騒音障害防止地区が設定されています。今回の変更は、その防止地区内の一部の区域を航空機騒音障害防止特別地区の区域へ変更する内容となります。場所としましては、この後地図をもとに説明させていただきますが、松尾町山室地区で、横芝光町との市境の場所となっています。</p> <p>それでは、資料3ページ、4ページをご覧ください。</p> <p>3ページには、成田空港及び周辺地域にまたがる防止地区及び特別地区の位置図になります。赤い四角で囲んだエリアが、今回の変更に係る区域となります。4ページは赤枠部分を拡大した計画図になります。更に5ページ目により詳細な拡大図を載せております。</p> <p>続きまして資料6ページ目をご覧ください。</p> <p>今回の変更に係る航空機騒音障害防止地区と航空機騒音障害防止特別地区の内容について説明をさせていただきます。</p> <p>航空機騒音障害防止地区につきましては、概ね10年後において、航空機騒音の評価指標である時間帯補正等価騒音レベル（エルデン）が62デシベル以上となる地域であり、新たに住宅等を建築する場合には、防音構造とすることが義務付けられる地区となっております。</p> <p>続きまして資料7ページになります。</p> <p>航空機騒音障害防止特別地区につきましては、時間帯補正等価騒音レベル（エルデン）が66デシベル以上である地域を基準とし、集落の一体性に配慮して定める地区であり、新たな住宅等の建築が原則禁止されるとともに、移転を希望される方への移転補償等が空港会社によって行われる地区となっております。</p> <p>変更する0.2haの土地につきましては、山武市内ではありますが、地区としては、横芝光町のお付き合いをしている方が住んでいます。</p> <p>航空機騒音障害防止特別地区については、「集落の一体性に配慮して定める地区」としており、今回、この1件だけ集落の一体性という観点から山武市に存在していますが、横芝光町の特別地区内の一体的集落としてみなし道路部分も含めて特別地区への変更を行うものとなっております。</p> <p>続きまして、資料8ページから、今回変更の都市計画の変更理由について説明させていただきます。</p> <p>都市計画の変更理由としましては、成田国際空港周辺地域における航空</p>
------------	---

	<p>機騒音対策基本方針が変更され、航空機の騒音により生じる障害を防止し、併せて適正かつ合理的な土地利用を図るためとなっております。</p> <p>航空機騒音対策基本方針とは、資料に参考として記載しておりますが、騒音防止地区の区域や、騒音障害の防止に配慮した土地利用、障害防止施設との基本事項を定めているものとなります。</p> <p>具体的になぜ基本方針が変更になったかといいますと、現在、国際競争力の強化等のため、成田国際空港の機能強化として、年間発着枠 50 万回化に向けて B 滑走路の延伸、C 滑走路の増設、夜間飛行制限の変更等が進められております。この機能強化に伴って、騒音障害防止地区及び特別地区の範囲が拡大することとなります。そのため、騒音障害等に係る基本方針の変更が必要となりました。資料 9 ページに成田空港の機能強化に関する参考イメージを載せておりますので、併せてご確認ください。</p> <p>続きまして、資料 10 ページになります。</p> <p>都市計画変更に係る全体のスケジュールとなります。</p> <p>資料に全体のスケジュール案を記載しておりますが、今後のスケジュールといたしましては、本日の都市計画審議会にいただく答申を踏まえ、市の意見書を提出し、翌年 2 月開催予定の千葉県都市計画審議会にて審議される予定です。</p> <p>なお、山武市では案の縦覧を令和元年 8 月 20 日から 9 月 3 日に行いましたが、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。</p> <p>参考に「資料 2」として、案の縦覧時の資料を配布しておりますので、併せてご覧いただければと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>今回の 0.2 ha の特別地区への変更ということですが、この土地にはどなたか住まわれているということですね。この変更はその方からの要望で変更という方向になったのか、あるいは市の方から一体性をみて、市の方が先導してこの計画になったのか、どちらでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の変更につきましては、県の計画になりますので、市の方という形ではなく県で調整して一体の集落という形で、今回のところも特別地区へ入れたということです。</p>
委員	<p>それでは、県の主導ということですね。ということは、今回はたまたま 1 件ですけど、さらにこれから追加になるということもあり得るということですか。</p>
事務局	<p>今回のところは、横芝光町の集落になっているということで追加となりましたが、その他については、山武市の中で縦覧をかけて意見書の提出の期間を設けて 1 件も意見書の提出がなかったので、新たに追加されるという事はないということになります。</p>

議長	1点だけ私から、資料10ページのスライドで、都市計画の案の縦覧については特段のご意見がなかったということですが、住民等というところに利害関係人からの意見書の提出なしとあります。利害関係人というのは、騒音障害防止区域内にお住まいの方という理解でよろしいでしょうか。
事務局	利害関係人につきましては、この方だけでなく、山武市にお住まいの方すべてになります。
委員	今回の変更は1件ということですが、このすぐ近くには山室の方が何人か住んでいます。この変更となる1件は横芝光町の集落の関係ということでしょうか。
事務局	その通りでございます。
委員	今回変更となる地区は、A滑走路の影響が当初からあったわけですね。今回特別地区になるというのは、将来C滑走路も出来るということで、それに付随して広がったものなのか、その辺りの絡みはありますか。
事務局	今、仰られたのは、A滑走路側で特にエリアが変わっているわけではないのに、変更があったのはなぜかという質問でよろしいでしょうか。
委員	そうです。
事務局	成田国際空港の機能強化により発着回数が50万回に増えると騒音の回数も増えます。そういったことから、トラブルを防止するため特別地区に変更となります。 先ほどの赤い図(資料3ページ)で説明しますと、基本的な特別地区の範囲は変わっていないのですが、発着回数が50万回に増える関係で、一体性のある集落としての範囲を広げたため、山武市の中にも1件入るという形でございます。本来なら特別地区の範囲だけでいいのですが、一体性のある集落に属する部分という意味合いで今回の部分が増えたという形で考えていただければと思います。
委員	B滑走路、C滑走路ができるため、それを想定した中で新たに0.2haの特別地区ができたのかと思い質問させていただいた。
事務局	特別地区へ変更となる部分をみますと、1件の住宅部分だけでなく、集落に入る道路部分も含めて0.2haという面積が防止地区から特別地区へ変更になるというものになっています。
議長	それでは採決いたします。 諮問「さんむ都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について」、原案のとおり了承することに賛成の委員は挙手をお願いします。

議長	<p style="text-align: center;">(委員全員挙手)</p> <p>挙手全員です。 よって、「山武市都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、「さんむ都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について」を原案のとおり了承いたします。 事務局が答申案をお示ししますので、少々お待ちください。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">(答申案をスクリーンに投影し、文言を読み上げ。)</p>
議長	<p>ただ今ご覧いただいたとおりの答申案で市長に答申いたします。 よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p> <p>以上をもちまして予定された議事は終了しました。 ご審議いただきまして、ありがとうございます。 それでは、この後の進行は事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>【8 閉会】 委員の皆様、ご審議いただきましてありがとうございました。 なお、会長と議事録署名委員のみなさまにつきましては、議事録が整い次第ご確認いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。 これをもって山武市都市計画審議会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">午後2時閉会</p>